

## IOSCO リテール投資家向け OTC レバレッジ商品のリスクを特定

本日、証券監督者国際機構 (IOSCO) は、リテール投資家向けの複雑な OTC レバレッジ商品のマーケティングや販売に係る様々なリスクを特定し、当該商品がもたらす課題に関する複数の規制当局の対応を内容とする報告書を公表した。

IOSCO リテール向け OTC レバレッジ商品に係るサーベイ報告書は、ローリングスポット FX 契約、CFD、バイナリーオプションの提供について分析を行っている。この事実調査に関する報告書は、当局の OTC レバレッジ商品に関する知見、当該商品の販売業者、規制・監督上の現行の枠組について、21 の IOSCO メンバーを対象に実施した調査に基づいている。

OTC レバレッジ商品は、多くの法域で重要な規制上の注意が必要な対象とされている。サーベイ回答者は、リテール投資家が当該商品のリスクの評価を行うことや生じうる損失に耐えることが出来ないのではないかと懸念を表明した。このような複雑な商品の投資家の大多数が損失を被り、販売に関する苦情を述べていることを示す調査結果もある。これらの商品のパフォーマンスが低いことに加え、複数のサーベイ回答者は、顧客資産の引き出し及び誤解を招き得るマーケティングや販売慣行についての難しさについて強調した。

サーベイ回答者は、クロスボーダーで OTC レバレッジ商品が販売されることにも懸念を示していた。多くの業者は、投資家を引き付けるため、オンライン広告、ソーシャルメディア、専門家のブログやその他のクロスボーダーマーケティング手法を用いている。加えて、複数の法域では、これらのクロスボーダーのプロモーションキャンペーンの内容はしばしば誤解を招き得る内容となっている。

国内投資家への当該商品の販売を禁止する一方、海外投資家への販売について規制上の措置を講じない国に所在する業者によるクロスボーダー業務につき、特に懸念している当局も複数存在する。クロスボーダー事案の中では、当局が、虚偽の住所を提供したりウェブサイトにて匿名のドメインを用いる無登録業者を特定・追跡するため奮闘している。このサーベイ結果は、多くの無登録業者が詐欺業者であり、複数の

法域の当局は無登録業者に対するエンフォースメント措置を講じている。

本報告書は、考え得る規制上のアプローチや OTC レバレッジ商品がリテール投資家にもたらすリスクを軽減するための基準を記載している。少数ではあるが、当局の中にはリテール投資家に対する当該商品の販売を厳格に制限又は場合によっては禁止している。これらの商品の販売が許容されている全ての法域において、承認又は登録された業者のみが当該商品を一般公衆に販売可能であるか、承認／登録が近い将来に要件となる予定とされている。

(以 上)